

令和5年4月1日

業 者 各 位

藤井寺市総務部契約検査課

### 営業所における専任技術者の取り扱いについて

建設業法第7条第2号又は第15条第2号で営業所ごとに専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）を置かなければならないとされており、営業所専任技術者は営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

国土交通省取り扱いの「営業所における専任の技術者の取り扱いについて（平成15年4月21日付、国総建第18号）」を準用し、特例として以下①～④の要件全てを満たす場合は、営業所専任技術者を各工事現場の施工の技術上管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者としての配置を可能とします。

#### 【要件】

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が藤井寺市内にあり、工事現場と当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること  
※直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとは、入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること
- ④当該工事が専任を要しない主任技術者又は監理技術者であること  
※主任技術者又は監理技術者が工事現場に専任すべき工事とは、公共性のある工作物に関する重要な工事とされており、請負金額が4,000万円以上（建築一式は8,000万円以上）のことをいう。

市内・準市内業者の皆様には、競争入札参加有資格者登録時に『技術者現況報告書』を提出していただいておりますが、技術者に変更等があった場合は速やかに契約検査課に申し出て下さい。また、業者選定は原則4月1日現在の保有技術者を考慮しておりますが、発注状況により選定時点での保有技術者数を考慮する場合があります。

藤井寺市配置技術者表

工事種別	請負金額	配置技術者	専任配置	営業所専任技術者
建築一式	8,000 万円以上	監理技術者又は主任技術者	専任	×
	8,000 万円未満	監理技術者又は主任技術者	非専任	○
建築一式工事以外 (土木一式等)	4,000 万円以上	監理技術者又は主任技術者	専任	×
	4,000 万円未満	主任技術者	非専任	○

以上により、「営業所の専任技術者と工事現場が藤井寺市内にある市内の営業所で契約された請負金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満の工事の主任技術者又は監理技術者は兼務することが出来る」こととなります。

専任の監理技術者については、建設業法第 26 条第 5 項の規定により、監理技術者資格証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者を選任して下さい。竣工検査時に監理技術者資格証と講習済証の提示を求めます。

(問い合わせ先)

藤井寺市総務部契約検査課

TEL : 072-939-1111

FAX : 072-952-9448